

広報委員会規則

制定 2016年12月19日

第1条 本委員会は、本会の広報に関する以下の活動を行う。

- ① 本会ホームページの編集および情報発信
- ② 会員向けメール配信による情報発信
- ③ その他、法人理事会が特に必要と認めた本会の広報に関する活動

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

- ① 法人理事会の議を経て会長が委嘱する委員長（委嘱時の理事(法人理事)）1名
- ② 委員長が候補者を推薦し、法人理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長1名および委員5名以内

第3条 第2条第2号に定める委員は、年齢・性別・専門分野・地域等のバランスに配慮して選任する。

第4条 委員全員の氏名を機関誌およびホームページで公表する。

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。

- 2 委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 3 副委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 4 委員は、原則として2年を超えてその職に就くことができない。但し必要とする場合はその限りでない。

第6条 委員長・副委員長・委員の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第7条 委員長は、広報委員会を代表し、法人理事会および学会理事会に委員会の活動を報告し承認を得る。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 本規則の改正は、法人理事会がこれを行う。

附則1 本規則は、制定の日から施行する。

附則2 第5条の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される委員の任期は、次回大会後に、時期の委員会が発足するまでとする。